保　育　所　の　概　況

令和6年4月1日現在

保育所名	高 須 保 育 園		施設長名	植 山　敏 泰	
所 在 地	〒808-0145　北九州市若松区高須南5丁目2番30号				
電話番号	７４１－３９８２	FAX番号	７４１－３９７２	認可年月	昭和５９年３月
設置主体	社会福祉法人　泰幸会		運営主体 （設置主体と異なる場合）		

建物構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造・その他（　　）　3階建（　　階部分）		
建物延床面積	７３７・７９ ㎡	屋外遊戯場面積（　園庭　）	６０６・４７ ㎡

利用定員 （利用児童数）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
2号定員				18	18	18	54
3号定員	6	15	15				36
開所時間	7:00	～	18:00	保育短時間の受入時間帯	9:00	～	17:00
保育の提供を行わない日	年末年始（1月1～1月3日）						

職員数	19人	内訳 ： 施設長（ 1人 ） 保育士（　14人） 調理員（　2人） その他（　　2人）

施設の目的 運営の方針 保育の方針	子どもの健康と安全を基本にして情緒の安定した生活ができる環境を用意し、保護者の協力の下に子どもの状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行う。 子どもたちが自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。 豊かな人間性を持った子どもを育成する。 地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなど社会的役割を十分に養護のゆきとどいた環境の下で、子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。 様々な体験や活動を通して豊かな愛情と感性を育て、創造性の芽生えを培う。 子どもの自律と自立を目的として、保育を行う。 子どもの自己肯定感を育む保育に取り組む。 子どもの非認知能力を育む保育に取り組む。
１日 の 過ごし方	7:00　開園 自由あそび 9:30　体操・マラソン 10:00　おやつ（0,1,2才児のみ） 主 活 動 12:00　給食 13:00 お昼寝 15:30　おやつ 自由あそび 18:00　延長保育 18:10　おやつ 19:00　閉園 ※　０才児については個別のカリキュラをつくり、一日を無理なく過ごせるにする。

保育所名	高須保育園

年間行事予定	4月　入園　・進級式	10月　運動会・秋の遠足 地域年長者交流
	5月　親子遠足・歯科検診 お泊り保育	11月　七五三宮参り・健康診断 焼き芋パーティ
	6月　保育参観・健康診断 交通安全教室	12月　お遊戯会・クッキング クリスマス会
	7月　七夕まつり・夕涼み会 プール遊び	1月　正月あそび・どんど焼き クッキング
	8月　プール遊び・お店屋さんごっこ クッキング	2月　豆まき・お別れ遠足
	9月　クッキング	3月　ひな祭り会・お別れ会 卒園式

各種保育事業の実施状況	・ 正月三が日を除く日曜・祝日・年末休日を全て開園し、休日保育を行う。 ・ 午後6時00分以降7時までの延長保育を実施。 ・ 年長者や小学校、地域の方々との交流。 ・ SDGsの取り組みとして毎月環境について学んだり、清掃活動等を行う。 ・ 関連機関と連携し、育児相談や家庭支援を行う。

利用の開始及び終了に関する事項	●北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもから利用先が決定されます。 ●利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)」を提出してください。

実費に係る利用者負担金	・ 給食費（3～5歳児クラス対象） 主食費（月額2,200円）及び副食費（月額4,500円）（ご飯、パン、おかず、おやつ、お茶、牛乳等） ※北九州市から通知のあった免除対象の児童については、副食費が免除されます。 ・ 日本スポーツ振興センター共済掛金（年額　250円） ・ 衣類　6,050円、用具類　250円～3,150円（各クラスによる） ・ お泊り保育保護者徴収代（年長組のみ）　1,330円 ・ 絵本代（月額　400円程度） ・ 延長保育料（市規定額）　0～2, 500円 ・ アルバム代（5歳児クラスのみ）一部負担分　3, 000円

その他特記事項	（緊急時における対応方法） 1　当園は、保育・教育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡するとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。 2　保育・教育の提供により事故が発生した場合は、区保健福祉課及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。 3　利用子どもに対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。 （非常災害対策） 1　当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月１回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。 （虐待の防止のための措置に関する事項） 1　当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。 （1）人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備 （2）職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止 （3）虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施 （4）その他虐待防止のために必要な措置 2　当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、区保健福祉課・児童相談所等適切な機関に通告する。